

不動産公売を行います

財政の基盤である町税の収入確保と納税の公平性を確保するため、再三の催告にも応じず、約束を守らない悪質滞納者に対し、財産を差し押さえる滞納処分を行っています。今回、滞納処分として差し押された財産（不動産）を公売します。

とき

3月18日（水）午前10時30分

ところ

役場会議室

注意事項

●公売保証金、印鑑等が必要です。

●代理人が入札する場合、委任状が必要となります。

●あらかじめ公売財産の現況、関係公簿等を確認してください。

●公売は中止になる場合がありますので、事前に公売中止の有無をお問い合わせください。

※公売の詳しい内容については、税務課収税班までお問い合わせいただき、役場前の掲示板をご覧ください。

◆問い合わせ

□84-1212
税務課収税班

便が届いた場合は、ひとりで電話がかかってきたり、郵便警察署までご相談ください。

こんな電話は要注意！

○「定額給付金の給付に必要な判断せずに、役場または山武警察署までご相談ください。」という

◆問い合わせ

山武警察署
□0475-820110

「定額給付金」をかたつた、振り込め詐欺にご注意！

定額給付金をかたつた振り込め詐欺が発生しています。現在、町では定額給付金について、電話や文書によるお知らせや問い合わせは行っていません。具体的な給付方法が決まり次第、広報等でお知らせします。

定額給付金をかたつた不審な電話がかかるにつき、郵便警察署までご相談ください。

便が届いた場合は、ひとりで電話がかかってきたり、郵便警察署までご相談ください。

○「定額給付金の給付に必要な判断せずに、役場または山武警察署までご相談ください。」といふことを教える

○「定額給付金の給付に必要な判断せずに、役場または山武警察署までご相談ください。」といふことを教える

○町職員等が、定額給付金の給付のためにATMの操作をお願いしたり、手数料などの振り込みを求めることはあります。

○「定額給付金の給付のための手続きが混み合っているので、通帳を持ってATMまで行き、電話をして欲しい。」というATMからの振り込みを誘うもの

チャイルドシート 購入費助成制度は3月末で終了

チャイルドシートを購入した保護者の方に、購入費の一部を助成していますが、この制度は3月31日をもって終了します。まだ申請されていない方は、速やかに手続きをしてください。

対象者	町内に住所のある6歳未満のお子さんを養育し、税金を完納されている保護者
助成金額	使用するお子さん1人に対し1回、購入金額の1/2で限度額1万円(100円未満切捨て)
申請に必要な物	○チャイルドシート購入の領収書・取扱保証書・品質保証書(コピー不可) ○認印(朱肉を使用するもの)申請者預金通帳(郵便局を除く)

▼申請締切 3月31日(火)まで(土・日・祝日を除く)



6歳未満の乳幼児を自動車に乗せる場合、チャイルドシートの使用が義務づけられています。チャイルドシートは、車の衝突事故による衝撃をやわらげ、車内での激突や車外に放り出されたりすることを防ぐ効果があります。安全効果を発揮するためにも、お子さんの体にあったチャイルドシートを選び、正しく使用しましょう。

◆問い合わせ 環境防災課防災班 □84-1216